

令和3年度 退職互助部支部総会資料

目 次

- | | | |
|---|-----------------------------|---------|
| 1 | 令和3年度退職互助部予算概要 | P 1 |
| 2 | 教職員互助団体への影響のある今後の国の制度改革について | P 2 ~ 3 |
| 3 | 令和3年度セカンドライフサポート事業の実施について | P 4 |
| 4 | 医療補助金について | P 5 |
| 5 | 事務局からのお願い | P 6 |

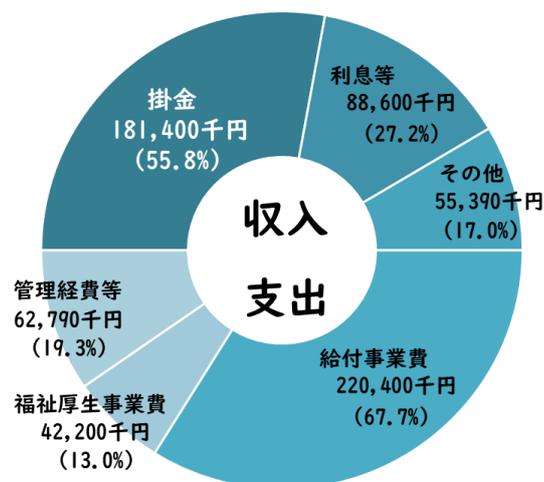
1. 令和3年度退職互助部予算概要

■退職互助部組合員数

(令和3年3月末現在)

・現職組合員	8,943人
・現職加入配偶者	2,428人
合計	11,371人
・退職組合員	10,567人
・退職加入配偶者	4,807人
合計	15,374人

■退職互助部経理予算



■収入の部

掛金収入は、現職組合員の減少が続いており、退職互助部加入対象者及び加入者も減少しているため、前年度比▲5,100千円の181,400千円と厳しい状況が続いています。有価証券の資産運用による運用利息収入は、780万円増の88,600千円を見込んでいます。

(単位:千円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
掛金収入	181,400	186,500	▲5,100	現職組合員による掛金収入
運用・利息収入等	88,600	80,800	7,800	有価証券の運用収入、定期預金利息収入等
その他	55,390	63,860	▲8,470	雑収益、引当金取崩し等による調整
合計	325,390	331,160	▲5,770	

■支出の部

医療補助金を中心に新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、前年度比で5,770千円減の325,390千円を見込んでいます。

「セカンドライフサポート事業」は、新型コロナウイルス感染症対策を行った上で実施予定です。幅広く組合員の皆様の福利厚生の実現に貢献できるよう努めてまいります。

(単位:千円)

科目	予算額	前年度予算額	増減	備考
給付事業費	220,400	225,400	▲5,000	
医療補助金	183,200	186,400	▲3,200	保険診療による医療費の一部を補助
積立返戻金	26,000	27,000	▲1,000	現職組合員の死亡及び、45歳未満退職等に伴う給付
退会一時金	300	300	0	
弔慰金	2,500	2,700	▲200	
長寿祝金	8,400	9,000	▲600	喜寿・米寿・白寿のとき一律1万円を給付
福祉厚生事業費	42,200	44,800	▲2,600	
宿泊補助	5,600	6,000	▲400	1泊2,000円×3泊
支部厚生費	7,500	7,600	▲100	16支部
予防保険	11,000	12,300	▲1,300	検(健)診・ドック補助
リフレッシュ活動費	14,000	15,400	▲1,400	現職者向け給付事業
セカンドライフサポート事業	900	600	300	新規事業
福祉給付金	2,600	2,500	100	新型コロナウイルス感染症対策のため各会場2回開催
ふるさと便り	600	400	200	福岡を除く県外の組合員を対象
広報啓発費	2,600	2,300	300	互助だより、ハンドブック印刷代など
管理経費等	60,190	58,660	1,530	
合計	325,390	331,160	▲5,770	

2. 教職員互助団体への影響のある今後の国の制度改正について

(1) 国家公務員法等の一部を改正する法律案（2021/4/13 第204回通常国会 閣議決定）

(参考1)

現行60歳の定年を段階的に引き上げて65歳とする。 (ただし、職務と責任の特殊性・欠員補充の困難性を有する医師等については、66歳から70歳の間で人事院規則により定年を定める)						
	現行	令和5年度～ 6年度	令和7年度～ 8年度	令和9年度～ 10年度	令和11年度～ 12年度	令和13年度～ 【完成形】
定年	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
(※) 定年の引上げに併せて、現行の60歳定年退職者の再任用制度は廃止 (定年の段階的な引上げ期間中は、定年から65歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を存置)						

(参考2)

定年 年齢	現行60歳		61歳		62歳		63歳		64歳		65歳(2031年(令和13年)度以降)			
	年齢	2021年度末 令和3年度末	2022年度末 令和4年度末	2023年度末 令和5年度末	2024年度末 令和6年度末	2025年度末 令和7年度末	2026年度末 令和8年度末	2027年度末 令和9年度末	2028年度末 令和10年度末	2029年度末 令和11年度末	2030年度末 令和12年度末	2031年度末 令和13年度末	2032年度末 令和14年度末	2033年度末 令和15年度末
60	59歳	60												
60	58歳	59	60											
61	57歳	58	59	60	61									
62	56歳	57	58	59	60	61	62							
63	55歳	56	57	58	59	60	61	62	63					
64	54歳	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64			
65	53歳	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65	
	52歳	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64	65
	51歳	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	64

※令和5, 7, 9, 11, 13年度末は、退職互助部に切替える新退職組合員はいません。

【どのような影響が考えられるか】

- ・現職事業を受ける期間が延長されることから一般経理（現職）の支出が大幅に増加すると考えられます。
- ・現在は60歳定年退職後から退職互助部事業を受けることができますが、定年延長後はその年齢以後から退職互助部事業の該当者となります。そのため、事業を受ける期間が短くなることや、年齢による加入期限（35歳）、掛金額などを見直す必要があると考えられます。

(2) 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律
(2021/2/5 閣議決定)

後期高齢者医療の被保険者のうち、現役並み所得者以外の被保険者であって、一定所得以上であるものについて、窓口負担割合を2割とする。
(令和4年10月1日～令和5年3月1日までの間において政令で定める日から)

【どのような影響が考えられるか】

- ・退職互助部医療補助金事業の支出が大幅に増大し、退職互助部経理に大きな影響があると考えられます。

例：ある高齢者のひと月の医療費(全て外来)

医療機関名称	現行(1割負担)		改正後(2割負担)	
	窓口負担	給付額	窓口負担	給付額
互助病院	2,190	400	4,380	1,700
互助内科	1,650	0	3,300	1,000
互助歯科	1,640	0	3,280	1,000
互助共済病院	1,790	100	3,580	1,200
合計	7,270	500	14,540	4,900

4,400円の増加

※ 「2割負担＝給付額が2倍」にはなりません。

★各種改正への対応について

- ・現在掛金を納入頂いている現職組合員の方も終身で事業を受けていただけるよう、現行と改正後の影響を比較し安定した事業継続を行うため、保険計理人による長期財政試算を実施します。
- ・令和3年度及び令和4年度の運営委員会及び理事会、評議員会において、慎重な審議を行ったうえで、制度及び事業見直し等による対応を行います。
- ・改正等の内容については、ホームページ、互助だより、退職互助部ハンドブックによりお知らせします。

3. 令和3年度セカンドライフサポート事業の実施について

(令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。)

(1) 事業の趣旨

支部事業に参加できない方も気軽に参加可能で、組合員相互交流の場の提供及び、退職後に役立つ情報の提供を目的に事業を実施し、その参加経費の半額程度を補助する。

(2) 実施内容

新型コロナウイルス感染症対策を行うため、参加人数を減らし各会場2日間実施します。

		長崎会場	佐世保会場
日 時		10月21日(木) 10月22日(金)	10月28日(木) 10月29日(金)
場 所		ホテルセントヒル長崎	ホテルオークラ JRハウステンボス
参加資格		退職組合員、退職加入配偶者及びその家族	
1日当りの募集人数 ※最少催行人員は右記の1/2		40名	40名
内 容		終活カウンセラー、相続診断士の講師2名を招き、人生の終わりに向けての準備や確認事項の講演を行います。 講演後はホテルランチを準備しております。	ホテルが実施する”和食”のテーブルマナーを学びながら、ランチを取っていただきます。
参加経費	退職組合員 (加入配偶者)	3,000円 ※半額補助後の金額	
	上記以外の家族	6,000円	

(3) 申し込み方法等

- ・ 互助だより退職互助部編 9月号に掲載
- ・ ホームページ上からも応募可能(9月以降)

※ 応募者多数の場合は、抽選を行います。

なお、新型コロナウイルス感染拡大状況により中止する場合があります。

4. 医療補助金について

(1) 医療費のお知らせ（医療費通知）での医療補助金請求に対応！

（平成31年4月受診分から）

領収証の代わりとして医療費のお知らせを添付し、その内容を転記することで医療補助金を請求できるようになりました。

領収証の取りまとめが不要なことや、大量の領収証を添付しなくてよいので簡単に請求でき、郵送料も抑えることができますので、ぜひご利用ください。

また、互助組合ホームページからインターネット経由で申請も可能となっていますので、利用方法は退職互助部ハンドブックをご確認いただきご利用ください。

(2) ひと月の診療分は、追加請求できませんのでまとめて請求が必要です！

同月受診分は、1度で請求してください。

別々に請求すると、あとに請求した分は対象外となります。

	A病院	B薬局	C病院
3月	外来	外来	
4月	外来	外来	
5月	外来	外来	入院

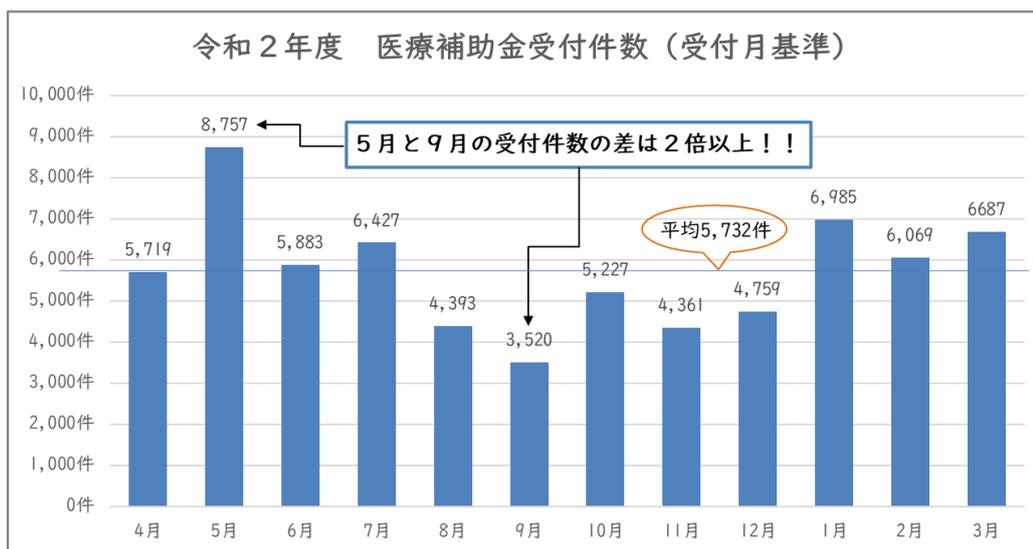
同月受診分をすべて揃えてから請求！

左記の例では、
3、4月分は、A病院とB薬局、
5月分はA病院とB薬局とC病院
の領収書がすべて揃ってから請求してください。
入院の支払いは翌月以降になる場合があります
ので、注意が必要です。

(3) 請求時期の分散化にご協力ください！

平成31年度から請求時期の分散化の呼びかけを行ったところ、ある程度の分散化されましたが、下記のとおり令和2年度の実績を見ると、一部の月に集中していることがわかります。

つきましては、今年度受付分から退職互助部事業全ての給付日は、受付月の翌々月10日に変更しておりますことをご了承ください。（送金スケジュールは退職互助部ハンドブックに掲載しています）



※ 左記の件数は審査後にデータ化した件数であるため、審査時に給付対象とならずに削除されているものは含まれていません。

（1,670円未満の対象外、同一医療機関同月分の合算ミス、保険外診療分控除、高額療養費など）

～ 事務局からのお願い ～

1. 住所、電話番号の変更時

現在、約330名の組合員の方が、連絡先が分からずに『不明者』として登録されています。

※不明者：定例発送対象外となるほか、長寿祝金も対象外

施設等へ入所される場合や、自身が発送物を受け取ることができない場合は、ご家族の方のご住所でも問題ありません。

また、定例発送は郵便ではなく運送会社のメール便を利用するため**転送されません**。

必ず住所変更は届け出ていただきますようお願いいたします。

2. 給付金口座の変更時

給付金の送金は毎月行っていますが、数件の送金先不明等のエラーが毎月発生しています。

年金送金先とは異なりますので、年金の送金先を変更しても互助組合の給付金口座は変更となりません。

口座の解約・変更等をされた場合は、必ず互助組合に届出をお願いいたします。

3. 「医療保険」(健康保険)を変更した場合

医療保険履歴を確認しながら医療補助金の審査業務を行っていますので、医療保険の確認が取れない場合は、審査保留状態となり給付金計算ができません。

必ず届出をお願いいたします。

ただし、70歳以上で前期高齢者(国保)、後期高齢者となる方は、手続きの必要はありません。

4. 身体障害者手帳の交付を受けた場合

身体障害者手帳1～2級あるいは3級を取得された場合、福祉給付金の受給対象者になる場合があります。

身体障害者手帳を取得した場合は、互助組合に一度ご連絡ください。

なお、等級に限らず互助組合に届出が必要です。

上記に該当する場合は、必ず「組合員台帳記載事項変更届」の提出が必要です。

届出の方法等については、退職互助部ハンドブックに掲載していますのでご確認くださいお手続きをお願いいたします。